

## 令和4年度 第1回 広島市いじめ問題対策連絡協議会会議要旨

### 1 開催日時

令和4年6月2日（木） 18時30分～20時15分

### 2 開催場所

広島市役所14階 第7会議室

### 3 出席者

#### (1) 構成機関出席者【◎会長・○副会長】

機関名	役職名	備考
広島市小学校長会	会長（広島市立幟町小学校長）	
広島市公立中学校長会	会長（広島市立幟町中学校長）	
広島市立高等学校長会 ◎	会長（広島市立広島工業高等学校長）	
広島市児童相談所	主幹	代理出席
広島法務局	人権擁護部第二課長	
広島県警察本部	生活安全部少年対策課 統括少年育成官	
広島県臨床心理士会	会長	
広島弁護士会 ○	子どもの権利委員会委員	
広島市PTA協議会	副会長	代理出席
広島市医師会	常任理事	
広島県社会福祉士会	子ども家庭支援委員会委員長	欠席
広島人権擁護委員協議会	人権擁護委員	
広島市教育委員会	いじめ対策推進担当課長	

#### (2) 事務局（広島市教育委員会）

生徒指導課職員、育成課職員

### 4 議題等（公開・非公開の別）全て公開

- ・ 出席者自己紹介
  - ・ 会長・副会長選任
- (1) 広島市におけるいじめ防止対策等の主な取組について【資料2・資料3】
  - (2) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて【資料4】
  - (3) 今年度の広島市いじめ問題対策連絡協議会の取組について
  - (4) 各関係機関及び団体のいじめ防止等の取組状況について

## 5 傍聴人の人数

0人

## 6 会議資料

- (1) 出席者名簿、配席図、実施要項
- (2) 資料1～4
- (3) 基礎資料A（設置要綱）、B（公開要領）、C（傍聴要領）
- (4) 参考 一認め支え合う学級の実現に向けて― 支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック

## 7 会議の要旨

- ・ 出席者自己紹介
- ・ 会長・副会長選任

構成員の互選により、今年度は、会長を広島市立高等学校長会、副会長を広島弁護士会が務めることになった。

### (1) 広島市におけるいじめ防止対策等の主な取組について【資料2・資料3】

教委が、資料2及び資料3を説明し、次の質疑があった。【○構成員 ●教委】

- いじめ防止対策推進法上の「いじめ」は、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じれば、当該行為はいじめに該当するという広い定義になっている。毎年1回目の協議会では「いじめ」の定義を確認した上で、議論をしていく必要があると考える。

また、資料2にある学年間・学校間の情報引継ぎについては、適切に行ってもらいたい。

- 適切に対応していく。

### (2) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて【資料4】

教委が、資料4を説明し、次の質疑があった。【○構成員 ●教委】

- 複数の連絡先が記載されているが、どこに問い合わせてもよいのか。
- 様々な窓口を紹介している。どこに電話しても対応してもらえる。
- ポスターに記載されている情報が過密すぎる。児童用については、ふりがなも記載されているため、見づらいのではないか。
- こちらでレイアウトの調整を検討した上で、今年度のポスター等の作成を行う。

### (3) 今年度の広島市いじめ問題対策連絡協議会の取組について

教委が、次の内容について説明した。

ア 今年度も、今回・11月頃・3月頃の3回開催する。

今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の学校教育活動が様々な制約を受ける中、児童生徒の学びを最優先とし、行事の精選等を行う必要がある学校の負担を考慮し、学校視察は実施しない。

イ 次回（11月頃）、いじめに係る事例検討の中で、各機関がどのような関わり方ができるか、望ましい学校対応について意見交換が行えればと考えている。

ウ 3回目（3月頃）、1年間の教育委員会の取組・学校の取組を説明し、令和5年度の本連絡協議会の取組について協議を行う。

### (4) 各機関の取組状況について

主な発言【○構成員】

- 高等学校では、年度初めにいじめの基本方針といじめ防止のための年間計画を作成し、共有している。

自校では、チューター制を採用しているが、定期的な面談を通して、生徒の悩み等を聞き、課題があれば校内で共有して対応している。今年は開催できなかったが、1年生の野外活動では、いじめを軽く考えないように、弁護士に講演をしてもらっている。また、アンケートも実施しており、気になる記述があった場合は、後日、面談を行い、調査結果をいじめ防止委員会にかけ、解決を図っている。なお、アンケートについては、学校で書きにくいという生徒もいるため、家で書いて持って来てもらっている。そして、相談室に、直通電話を設置し、生徒も保護者も直接 SC (スクールカウンセラー) に相談できるようにしたり、毎朝、養護教諭が生徒の出欠状況を確認し、気になる生徒がいれば対応をしたりもしている。

- 中学校の取組も、高等学校と共通する部分が多い。

若い教諭が増えている中で、「支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック」を作成してもらえたことは、有り難い。若い教諭らには、学級づくりの参考にしてもらいたいと思っている。

生徒の話を聞く、表情を見ることを日々行う必要があるため、期間を設けて教育相談を行っている。また、毎週いじめ防止委員会に SC も参加してもらい、生徒の情報を共有することができている。

- 小学校の取組も、中学校等と共通する部分が多いが、いじめの未然防止と初期対応に気を付けながら取り組んでいる。

具体的には、児童に対しては、いじめアンケート (3回/年) を行い、その結果を基に、個人面談を行ったり、MLB 教育やロールプレイを取り入れた授業等を行いながら指導をしたりしている。また、教諭に対しては、「支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック」を使って、年度初めに児童理解研修を行った。いじめ防止委員会では、いじめに係る情報共有だけでなく、対応の方法についても情報共有することで、他の教諭の対応方法を参考にすることができるようにしている。

- 児童相談所は、虐待や養護相談が多く、いじめの相談件数は少ない状況である。

現在、不登校相談が増えているが、保護者と話す中で、いじめの話が出てきた場合は、教育委員会と連携して取り組みたい。

- 医師の立場では、いじめの相談を受けることは少ない。

保護者から不登校等の発言があれば、SC 等への相談を助言している。

- 広島法務局人権擁護部は、子どもの相談を聞く窓口として、「子どもの人権 SOS ミニレター」、「子どもの人権 110 番」、「子どもの人権 SOS カード」の取組をしている。

これらの取組を通して、誰にも相談できず、悩みを抱えている子どもを救いたい。

- 人権擁護委員の取組は、法務局と連携している。

「子どもの人権 SOS ミニレター」については、子どもの悩みを受けて、どのような返事をするのか研修を行っている。

「子どもの人権 110 番」に電話してきた子どもに、どうやってこの番号を知ったのか聞くと、「子どもの人権 SOS カード」を見て電話したと言う。不登校の子どもにもカードが届くようにしてもらいたい。

- 警察は、非行等について、ヤングテレフォンやサポートセンター広島等で相談を受けている。少年育成官は、立ち直りの支援を行っている。いじめの相談があった場合、被害者の立ち直

りの支援をしたり、加害者に対しては学校等と連携してサポート会議を行い、自身が行ったいじめがどのような結果に繋がるか考える会を開いたりして、いじめの再発を防止する支援をしている。

- PTA 協議会は、子どもサミットや大人サミットの開催に向けて取り組んでいる。  
指定都市等、全国に広げていきたい。
- 臨床心理士会では、いじめ防止に直接結びつくような取組はしていないが、専門委員会である学校支援委員会の中で、SC の支援を行っており、年に数回研修会を行う中で、いじめの事例を取り扱い、個々の事例に応じた理解と対応に関し、SC の技量を高めている。
- 弁護士会の取組については、子どもの権利委員会でいじめに係る検討をしている。「こども電話相談」でも平日に1日3時間、相談を受けている。  
また、小・中・高等学校に弁護士を派遣し、「いじめ予防授業」を実施している。各学校の必要性に応じて対応しており、レジュメも小・中・高等学校用をそれぞれ作成している。
- 教育委員会としては、日々、様々な事案に関係機関と連携しながら対応している。それぞれの機関での取組について、随時、情報提供してもらえると有り難い。